



自動売買ソフトの販売・レンタル業者にご注意！！

株取引や外国為替証拠金取引（FX）等を自動で行うソフトウェアについて、会員制で販売又はレンタルする行為は、一般的には金融商品取引法上の**投資助言・代理業に該当**すると考えられます。

また、このようなソフトウェアを利用する会員が、新たな会員に対して当該ソフトウェアの利用を勧誘する行為も**投資助言・代理業に該当**すると考えられます。

このため、このような行為を行うには、**投資助言・代理業の登録**を受ける必要があります。

金融商品取引にはリスクを伴いますので、登録業者と取引する場合であっても、その業者の信用力を慎重に判断し、取引内容をよく理解することが重要です。

また、取引を行なう際には、業者から十分な説明を聞き、納得できない場合には取引を行わないことが重要です。

金融商品取引業登録の有無につきましては、財務局又は金融庁のホームページ等で確認することが可能です。